

1	0	年	保	存
機	密	性	1	
平成 25 年 8 月 8 日から 平成 35 年 8 月 7 日まで				

基監発 0808 第 2 号
平成 25 年 8 月 8 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

若者の「使い捨て」が疑われる企業等に関する無料電話相談
の実施について

標記については、平成 25 年 8 月 8 日付け基発 0808 第 2 号・職発 0808 第 4 号「若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する取組の強化について」（以下「連名局長通達」という。）をもって指示されたところであるが、連名局長通達記の第 2 の 1 の「若者の『使い捨て』が疑われる企業等に関する無料電話相談」（以下「電話相談」という。）については、下記のとおり実施するので、適切に対応されたい。

記

1 実施時期の変更

平成 25 年 2 月 13 日付け基発 0213 第 1 号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」記の 2 の（1）のウにおいて、本年 11 月を「過重労働解消キャンペーン（仮称）」期間として設定し、当該期間中に全国一斉の電話相談を行うよう指示されていたところであるが、名称を「若者の『使い捨て』が疑われる企業等に関する無料電話相談」とし、実施時期を本年 9 月 1 日（日）に変更することとしたものであること。

2 実施日時

平成 25 年 9 月 1 日（日） 午前 9 時から午後 5 時

3 フリーダイヤル番号

0120-^{なくしましょう}794-^{長い残業}713

4 電話相談を実施する都道府県労働局

電話相談は、北海道労働局、宮城労働局、東京労働局、愛知労働局、大阪労働局、広島労働局、香川労働局及び福岡労働局（以下「実施局」という。）において実施する。実施局の担当区域は、

- (1) 北海道労働局 北海道
- (2) 宮城労働局 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- (3) 東京労働局 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
- (4) 愛知労働局 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- (5) 大阪労働局 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- (6) 広島労働局 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
- (7) 香川労働局 徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- (8) 福岡労働局 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

とし、それぞれの区域から発信された相談電話は、当該区域を担当する実施局で受信される仕組みとなっている。

実施局においては、電話相談が適切に実施できる体制を整備することとし、必要に応じて、各担当区域内の府県労働局に協力を求めること。実施局から要請を受けた府県労働局においては、必要な人員を確保し、積極的に協力すること。

5 電話相談の広報について

(1) 本省で行う広報

本省においては、厚生労働省ホームページに特設ページを開設するほか、電話相談に係る周知用のポスター及びリーフレットを作成し、労使団体に送付するなどの対応を行うこととしている。

また、電話相談の実施に係る記者発表及び実施結果の公表を予定している。

(2) 都道府県労働局で行う広報

電話相談に係る広報活動は、すべての都道府県労働局（以下「労働局」という。）で実施すること。本省で作成したポスター及びリーフレットを各労働局に送付するので、電話相談の周知のために活用すること。

労働局及び労働基準監督署にポスターを掲示し、リーフレットを配置するほか、職業安定部にも協力を求め、公共職業安定所においてもポスターの掲示及びリーフレットの配置を依頼すること。

また、記者発表、新聞等マスメディアへの掲載依頼、公共交通機関等へのポス

ターの掲示依頼を行うなど、可能な限り、効果的な周知に努めること。

6 電話相談への対応等

(1) 電話対応等

ア 電話相談の利用者（以下「相談者」という。）に対しては、相談者の置かれている状況に意を払い、懇切丁寧な対応に心がけること。

イ 電話相談の対応は、相談内容に対する助言を主とするが、個人の権利救済のために事業場への監督指導を求める等、申告処理が必要と考えられる相談については、相談者に対し、改めて所轄の労働基準監督署（以下「所轄署」という。）に申告するよう説明すること。この場合、所轄署の連絡先や申告の際に持参することが望ましい資料等を教示するなど、申告処理が速やかに行われるよう、特に配慮すること。

また、当該相談については、下記（3）により、所轄署へ、確実に情報提供すること。

なお、匿名による情報に基づく監督指導を求めるなど、相談者が申告によらずに監督指導を求める場合についても、同様に対応すること。

ウ 上記イのほか、総務部企画室、職業安定部各課室、雇用均等室等（以下「局内他部署」という。）又は公共職業安定所の所掌に係る相談については、担当部署を適切に教示すること。また、他の行政機関の所掌に係る相談についても、該当機関を適切に教示すること。

(2) 電話相談受付票の作成

ア 相談ごとに別紙1「電話相談受付票」（以下「受付票」という。）を作成すること。

イ 受付票の該当する項目について、相談者からできる限りの情報を得て記入すること。

(3) 所轄署等への情報提供

実施局においては、所轄署、局内他部署又は公共職業安定所へ情報提供すべき相談については、電話相談終了後、担当部署へ受付票を送付すること（公共職業安定所へ情報提供する場合には、職業安定部を通じて行うこと）。また、実施局以外の労働局の管内に所在する事業場に係る相談については、実施局から、該当労働局監督課を経由し、担当部署へ送付すること。

7 相談結果の報告

(1) 実施局においては、電話相談の終了後、受付票の質問事項1から10の件数について、速やかに取りまとめを行い、別紙2「電話相談集計票」（以下「集計票」という。）により、当日の午後6時までに必ず電子メールにて特定分野労働条件対策係あて報告すること。

(2) 本省における実施結果の公表に資するため、特徴的な相談事例を把握する必要

があることから、実施局においては、以下の受付票を9月5日（水）必着で特定分野労働条件対策係あて送付すること（なお、電子メールに添付（PDFファイル可）して送付しても差し支えない）。

ア 質問事項7の回答の時間外労働時間が長い受付票（上位5件）

イ 質問事項9の回答が①又は②であって、質問事項10の回答が長時間である受付票（上位5件）

ウ 質問事項5の回答が⑨パワハラ又は⑪その他の職場いじめであって、特徴的な事例であると考えられるもの（5件）

報告先

労働基準局監督課特定分野労働条件対策係

川辺

柴田

電話相談受付票

具体的内容 → 裏面へ

※ 右端の回答欄に該当番号を記入すること。

受付番号	
回答欄	

質問事項	選 択 肢 等	回答欄
○ 共通項目		
1-1 相 談 者	①労働者 ②労働者の家族 ③使用者 ④労働組合 ⑤その他 ⑥不明	
1-2 被相談対象者の年齢	①19才以下 ②20～29才 ③30～39才 ④40～49才 ⑤50～59才 ⑥60才以上 ⑦不明	
2 業 種	①製造業 ②鉱業 ③建設業 ④運輸交通業 ⑤貨物取扱業 ⑥農林業 ⑦畜産・水産業 ⑧商業 ⑨金融・広告業 ⑩映画・演劇業 ⑪通信業 ⑫教育・研究業 ⑬保健衛生業 ⑭接客娯楽業 ⑮清掃・と畜業 ⑯官公署 ⑰その他の事業 ⑱不明	
3-1 就 労 状 況	①管理職以外の正社員 ②管理職 ③期間契約社員 ④パート・アルバイト ⑤派遣労働者 ⑥その他 ⑦不明	
3-2 役 職 名	【3-1で②の場合のみ確認すること。】 ①チェーン店の店長等 ②本社・支店等の管理職 ③その他の管理職 ④不明	
3-3 時間外労働に対する割増賃金が支払われているか。	【3-1で②の場合のみ確認すること。】 ①支払われている ②支払われていない ③時間外労働がない ④不明	
4 事業場規模	①10人未満 ②10～29人 ③30～49人 ④50～99人 ⑤100～299人 ⑥300人以上 ⑦不明	
5 相 談 内 容	①長時間・過重労働【→6・7・8へ】 ②賃金不払残業【→6・9・10へ】 ③その他の賃金不払 ④休日・休暇 ⑤解雇・雇止め ⑥管理監督者の取扱い ⑦最低賃金 ⑧その他の労働条件 ⑨パワハラ ⑩セクハラ ⑪その他の職場いじめ ⑫その他 【複数回答可】	

○ 労働時間の把握に係る項目【5で①または②の場合に記入すること。】

6 労働時間の把握方法	①タイムカード等 ②管理者により管理 ③自己申告制 ④把握していない ⑤その他 ⑥不明 【複数回答可】	
-------------	---	--

○ 長時間・過重労働に係る項目【5で①の場合に記入すること。】

7 一ヶ月の総時間外労働時間	①45時間以下 ②45超～60時間以下 ③60超～80時間以下 ④80超～100時間以下 ⑤100時間超 【②～⑤のみ8を回答すること。】【相談者の主張する時間で可】	
8-1 面接指導等の実施状況	【7で②～⑤に該当する場合にのみ記入すること。】 ①受けた（実施した） ②受けていない（実施していない） ③不明	
8-2 面接指導等を受けていない理由	【8-1で②の場合のみ確認すること。】【1で①の場合のみ確認すること。】 ①申し出たことがない ②申し出たが実施してもらえなかった ③面接指導制度を知らない	

○ 賃金不払残業に係る項目【5で②の場合に記入すること。】

9 賃金不払残業の状況	①時間外手当一切なし ②時間外手当一部不払（ア 時間外手当の一律カット イ 時間外手当の定額払 ウ 労働時間管理不適切 エ その他） ③その他 回答例（②ーア）	
10 一ヶ月の賃金不払残業時間	①20時間未満 ②20～40時間未満 ③40～60時間未満 ④60～80時間未満 ⑤80～100時間未満 ⑥100時間以上【相談者の主張する時間で可】	

○ 相談者及び事業場に係る項目

相談者氏名	(匿名希望)	Tel
相談者住所		
事業場名		Tel
事業場所在地		管轄局及び署
代表者職氏名		

電話相談受付票

別紙1 (裏)

受付番号

○ 具体的内容

--

○ 相談結果に係る項目

処 理 結 果	①完結 ②管轄署を教示 (ア 相談者申告希望 イ 相談者申告希望せず ウ相談者の申告希望不明) ③総合労働相談コーナーを教示 ④他部署を教示 ⑤他の行政機関等を教示 [該当するものに○]		
所 轄 署 へ の 情 報 提 供 の 必 要 性	必 要 ・ 不 要	所 管 局 署	局 署

電話相談集計票

(局)

総相談件数	0 件
うち、局分	0 件
局分	0 件
局分	0 件
局分	0 件
局分	0 件
局分	0 件
局分	0 件
局分	0 件
局分	0 件
局分	0 件
不明・その他	0 件

○ 共通項目

1-1	相談者	① 労働者	② 労働者の家族	③ 使用者	④ 労働組合	⑤ その他	⑥ 不明			
1-2	被相談対象者の年齢	① 19才以下	② 20～29才	③ 30～39才	④ 40～49才	⑤ 50～59才	⑥ 60才以上	⑦ 不明		
2	業種	① 製造業	② 鉱業	③ 建設業	④ 運輸交通業	⑤ 貨物取扱業	⑥ 農林業	⑦ 畜産・水産業	⑧ 商業	⑨ 金融・広告業
		⑩ 映画・演劇業	⑪ 通信業	⑫ 教育・研究業	⑬ 保健衛生業	⑭ 接客娯楽業	⑮ 清掃・と畜業	⑯ 官公署	⑰ その他の事業	⑱ 不明
3-1	就労状況	① 管理職以外の正社員	② 管理職	③ 期間契約社員	④ パート・アルバイト	⑤ 派遣労働者	⑥ その他	⑦ 不明		
3-2	役職名	① チェーン店の店長等	② 本社・支店等の管理職	③ その他の管理職	④ 不明	※3-1で②の場合のみ記入すること。				
3-3	時間外労働に対する割増賃金が支払われているか。	① 支払われている		② 支払われていない		③ 時間外労働がない		④ 不明	※3-1で②の場合のみ記入すること。	
4	事業場規模	① 10人未満	② 10～29人	③ 30～49人	④ 50～99人	⑤ 100～299人	⑥ 300人以上	⑦ 不明		
5	相談内容(複数回答)	① 長時間・過重労働	② 賃金不払残業	③ その他の賃金不払	④ 休日・休暇	⑤ 解雇・雇止め	⑥ 管理監督者の取扱い	⑦ 最低賃金	⑧ その他の労働条件	⑨ パワハラ
		⑩ セクハラ	⑪ その他の職場いじめ	⑫ その他						

○ 労働時間の把握に係る項目

6	労働時間の把握方法(複数回答)	① タイムカード等	② 管理者による管理	③ 自己申告制	④ 把握していない	⑤ その他	⑥ 不明	※5で①又は②に該当する場合にのみ記入すること。
---	-----------------	--------------	---------------	------------	--------------	----------	---------	--------------------------

○ 長時間労働に係る項目

		①	②	③	④	⑤	※5で①に該当する場合にのみ記入すること。
7	一ヶ月の総 時間外労働 時間	45時間以下	45時間超～ 60時間以下	60時間超～ 80時間以下	80時間超～ 100時間以下	100時間超	
8-1	面接指導等 の実施状況	①	②	③	※7で②～⑤に該当する場合にのみ記入すること。		
		受けた (実施した)	受けていない (実施していない)	不明			
8-2	面接指導等 を受けて いない理由	①	②	③	※1 8-1で②の場合のみ記入すること。 ※2 1-1で①の場合のみ記入すること。		
		申し出たことが ない	申し出たが 実施してもらえなかった	面接指導制度を 知らない			

○ 賃金不払残業に係る項目

9	賃金不払 残業の状況	①	②				③	※5で②に該当する場合にのみ記入すること。
		残業手当 一切なし	残業手当一部不払				その他	
			ア 残業手当の 一律カット	イ 残業手当の 定額払	ウ 労働時間管 理不適切	エ その他		
10	一ヶ月の賃 金不払残業 時間	①	②	③	④	⑤	⑥	※5で②に該当する場合にのみ記入すること。
		20時間未満	20～40時間 未満	40～60時間 未満	60～80時間 未満	80～100時間 未満	100時間以上	

〈送付先〉 厚生労働省労働基準局監督課 特定分野労働条件対策係 (TEL) 03-3502-5308(直通)
担当 川辺・柴田 (FAX) 03-3502-6485